参議院での協定否決にあたり思いやり予算廃止を求める

１　4月25日、参議院で思いやり予算協定が否決された。

私たち自由法曹団東京支部は、東京の弁護士で構成する法律家団体として、参議院での思いやり予算協定否決にあたって、思いやり予算廃止を求める。

２　思いやり予算協定は3月31日に期限が切れ、その後、協定が不存在となっていた。

国会の一院が思いやり予算協定を否決したことの意義は大きい。衆参を通じて条約案件が否決されたこと自体が初めてであるが、その初のケースが道理に反した思いやり予算協定であった。これはイラク特措法廃止法案の参議院での可決、新テロ特措法案の参議院での否決に続くものである。

イラク派兵訴訟名古屋高裁判決では違憲判断が出され、日本の米軍支援は全面的、抜本的に改められなければならない。思いやり予算協定の否決は、アメリカの戦争政策、在日米軍基地の存在とその弊害、地位協定の不公正とその地位協定でさえ負担の義務のない思いやり予算に対する厳しい世論、そして憲法９条を守り活かしていこうとする声が反映したものあって、市民の意思が現実の政治を動かしたものである。

３　私たち自由法曹団東京支部は思いやり予算を全額廃止し、格差と貧困の是正のためにも社会保障にまわすことを求めるものである。

2008年4月28日

自由法曹団東京支部
支部長　島田修一
112-0002 東京都文京区小石川2-3-28
DIKマンション小石川201
TEL.03-3814-3971 FAX.03-3814-2623